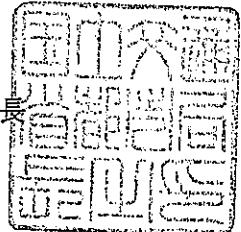




国都緑環第64号
平成28年3月8日

公益財団法人
都市緑化機構 理事長 殿

国土交通省都市局長



平成28年度春季における都市緑化推進運動について

公園緑地行政の推進につきましては、平素から格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、国土交通省では、昭和59年度から、緑豊かな潤いのある都市環境の形成を図るため、毎年4月から6月までの間を春季における都市緑化推進運動期間とし、全国「みどりの愛護」のつどい及び「みどりの月間（4月15日～5月14日）」（平成18年度までは「みどりの週間」）における各種行事を通じて緑化意識の高揚を図っています。

平成28年度におきましても、別添「平成28年度春季における都市緑化推進運動実施要綱」により、全国的な運動を開催したいと考えています。本運動の趣旨に御賛同いただき、行事の実施等につきまして格別の御協力を賜りますようお願いいたします。

都道府県におかれましては、貴管内市町村（政令指定都市を除く）及び関係団体に対しましても、周知方よろしくお願ひいたします。

都市緑化は都市の環境改善を図ると同時に、地球規模での環境対策の視点からもその推進が求められているところであり、平成20年3月28日に閣議決定された「京都議定書目標達成計画」において、都市緑化等は、国民にとって、最も日常生活に身近な吸収源対策であり、その推進は、実際の吸収源対策としての効果はもとより、地球温暖化対策の趣旨の普及啓発にも大きな効果を發揮するものであるとされています。

また、平成24年9月28日に閣議決定された「生物多様性国家戦略2012-2020」においても、都市の生物多様性の確保を図るために、緑地の保全とともに、都市公園や道路、下水道などの事業間連携による自然的環境の創出により、広域的視点に基づく、水と緑のネットワークの形成に加えて、民有地における建築物の屋上や壁面の緑化等、敷地内の緑化を推進することが必要とされています。

当期間中においては、これらの趣旨を踏まえた積極的な取組をお願いいたします。

平成28年度春季における都市緑化推進運動実施要綱

1 目的

国民が豊かさを実感できる緑豊かな生活環境を実現するためには、国、公共団体における公共施設の緑化等に加え、市民の広範な参加、協力を得て、市街地の大半を占める民有地の緑の確保を図ることが不可欠である。

京都議定書目標達成計画において都市緑化等の推進は、実際の温室効果ガス吸収源対策だけでなく、国民にとって最も日常生活に身近な地球温暖化対策の趣旨の普及啓発にも大きな効果を發揮するものとして位置付けられている。

また、平成24年9月28日に閣議決定された「生物多様性国家戦略2012－2020」においても、都市の生物多様性の確保を図るためには、緑地の保全とともに、都市公園や道路、下水道などの事業間連携による自然的環境の創出により、広域的視点に基づく、水と緑のネットワークの形成に加えて、民有地における建築物の屋上や壁面の緑化等、敷地内の緑化を推進することが必要とされている。

このため、緑の存在が新緑や色とりどりの花々によって鮮やかに意識される春季に、広く国民の参加と協力を得て、緑豊かな潤いのあるまちづくりを進めるための都市緑化推進運動を広く展開するものである。

2 期間

平成28年4月1日（金）～6月30日（木）とする。

3 主催

国土交通省、都道府県、市町村

4 テーマ

『花と緑のまちづくり』

5 実施内容

都市における緑の保全、創出、活用を市民の参加、協力のもとに推進するために、下記の事項を積極的に実施するものとする。

① 全国「みどりの愛護」のつどいの開催

平成28年6月12日（日）に第27回全国「みどりの愛護」のつどいを千葉県にて開催する。

② 「みどりの日」（5月4日）、「みどりの月間」（4月15日～5月14日）行事の実施

「みどりの日」、「みどりの月間」の制定の趣旨を踏まえ、「みどり」にちなんだ行事を開催する。

③ 有料公園の無料開放

国及び地方公共団体の設置する有料の都市公園について、「みどりの日」「みどりの月間」を中心として無料開放を行う。

④ 普及啓発活動の実施

市民参加による緑のまちづくりを推進するため、緑に関するセミナー、シンポジウム、コンクール等の普及啓発活動を実施する。

⑤ 都市緑化基金等への募金活動の展開

民有地における緑化活動を充実するため、都市緑化基金等への募金活動を展開する。

⑥ みどりの愛護活動の実施

公園緑地、河川、道路等においてみどりの愛護に関する活動を推進する。

⑦ 広報活動の実施

広く市民の参加、協力を得るため、新聞、テレビ、ラジオ等の報道機関の協力を得るとともに、パンフレット、ポスター等の活用による広報活動を積極的に実施する。

京都議定書目標達成計画(改定)（抄）（平成20年3月28日閣議決定）

第3章 目標達成のための対策と施策第1節 国、地方公共団体、事業者及び国民の基本的役割2. 「地方公共団体」の基本的役割(1) 地域の特性に応じた対策の実施

地球温暖化対策推進法の改正により、都道府県並びに指定都市、中核市及び特例市において、地方公共団体実行計画に太陽光、風力等の利用の促進、その区域の事業者又は住民の温室効果ガス排出抑制等に関する活動の促進、公共交通機関の利用者の利便の増進、都市における緑地の保全及び緑化の推進、廃棄物等の発生の抑制の促進等の施策を定める取組を推進する。

4. 「国民」の基本的役割(2) 地球温暖化対策活動への参加

地球温暖化問題への理解を更に深めるとともに、3R（廃棄物等の発生抑制、資源や製品等の循環資源の再使用・再生利用）推進の国民運動、森林づくりなどの緑化運動等の温暖化対策活動への積極的な参加に努めるなど各主体との連携した取組を実施する。

第2節 地球温暖化対策及び施策1. 温室効果ガスの排出削減、吸収等に関する対策・施策(1) 温室効果ガスの排出削減対策・施策①エネルギー起源二酸化炭素ア. 低炭素型の都市・地域構造や社会経済システムの形成A. 低炭素型の都市・地域デザイン○緑化等ヒートアイランド対策による熱環境改善を通じた都市の低炭素化

(中略)

また、地表面被覆の人工化による蒸発散作用の減少や地表面の高温化の防止・改善等の観点から、都市公園の整備等による緑地の確保、公共空間・官公庁等施設の緑化、緑化地域制度の活用等による建築物敷地内の緑化、湧水や下水再生水等の活用、路面温度上昇抑制機能を有する舗装材の活用、保水性建材・高反射率塗装等の技術の一体的導入、民有緑地や農地の保全等、地域全体の地表面被覆の改善を図る。

さらに、冷気の発生源となる緑の拠点の形成・活用や、緑地・水面等の風の通り道の確保等の観点から、都市に残された緑地の保全、屋上・壁面緑化等の施設緑化、都市公園の整備、公園、道路、河川・砂防、港湾、下水道等の事業間連携等による水と緑のネットワーク形成等の推進、環境負荷の小さな都市の構築の推進により、都市形態の改善を図る。

(2) 温室効果ガス吸収源対策・施策②都市緑化等の推進

都市緑化等は、国民にとって、最も日常生活に身近な吸収源対策であり、その推進は、実際の吸収源対策としての効果はもとより、地球温暖化対策の趣旨の普及啓発にも大きな効果を發揮するものである。

都市緑化等については、京都議定書第3条4の対象である「植生回復」として、森林経営による獲得吸収量の上限値である1,300万t-C(4,767万t-CO₂、基準年総排出量比約3.8%)とは別枠で、吸収量を計上することが可能である。

このため、「緑の政策大綱」や市町村が策定する「緑の基本計画」等、国及び地方公共団体における緑の保全、創出に係る総合的な計画に基づき、引き続き、都市公園の整備、道路、河川・砂防、港湾、下水処理施設、公的賃貸住宅、官公庁施設等における緑化、建築物の屋上等の新たな緑化空間の創出を積極的に推進する。

この一環として、都市緑化等の意義や効果を国民各界各層に幅広く普及啓発するとともに、市民、企業、NPO等の幅広い主体の参画による都市緑化や緑化施設整備計画認定制度や立体都市公園制度の活用など、多様な手法・主体による市街地等の新たな緑の創出の支援等を積極的に推進する。

これらの対策が計画通り実施された場合、第1約束期間において年平均で対基準年総排出量比0.06%（74万t-CO₂）程度の吸收量が確保されると推計される。

また、都市緑化等における吸收量の報告・検証体制の整備を引き続き計画的に推進する。

2. 橫断的施策

(6) 国民運動の展開

○情報提供・普及啓発

（中略）

- ・吸収源対策としての緑化の重要性を広く普及啓発するため、みどりの月間、都市緑化月間等における国民的緑化運動の展開、緑の募金や都市緑化基金の活用等による民間の森林づくりや緑化活動の促進など、国民参加型の緑化運動を開催する。

○環境教育等

（中略）

また、地球温暖化防止に係る森林の機能や森林の整備と木材資源の循環的利用の必要性、都市緑化の意義等に対する理解を深めるため、森林内や公園緑地等での様々な体験活動などを推進する。

第3節 特に地方公共団体に期待される役割

1. 総合的・計画的な施策の実施

（中略）

具体的には、各地で創意工夫を凝らし、温室効果ガスの排出削減に資する都市・地域整備、社会資本の整備、地域資源を活かした新エネルギー等の導入、木材資源の積極的利用等の推進、森林の保全及び整備並びに木材・木質バイオマス利用、緑化運動の推進等を盛り込むことが想定され、他の地域の模範となるような先進的なモデル地域づくりが各地の創意工夫で進められ、それが他の地域に波及することが期待される。

第4章 地球温暖化対策を持続的に推進するために

第1節 京都議定書目標達成計画の進捗管理

3. 定量的評価・見直し方法の概略

（1）温室効果ガス別その他の区分ごとの目標に関する評価方法

②吸収源の活用の評価方法

京都議定書において算定の対象となる第1約束期間における吸収量について、評価を行う年までの適切に整備された育成林や保安林など保護・保全措置が講じられた天然生林ごとの森林面積、各種森林施業の面積、公共公益施設等における高木植栽面積等から、吸収量に関する最新の科学的知見を基に推計し、評価する。

生物多様性国家戦略2012-2020(抄)

平成24年9月28日
閣議決定

第3部 生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する行動計画

第1章 国土空間的施策

第7節 都市

(基本的考え方)

生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)において、決議X/22「生物多様性のための準国家政府、都市及びその他地方自治体の行動計画」が採択され、行動の例として、都市のインフラ整備等に生物多様性への配慮を組み込むことの奨励等が決定されており、今後、生物多様性に配慮した都市づくりに的確に取り組んでいく必要があります。高密度な土地利用、高い環境負荷が集中する都市においては、生物の生息・生育の場は水や緑豊かな自然的環境を有する空間に限定されます。このため、都市における生物多様性の確保を図る上では、これらの空間について、より一層適切な保全・再生・創出・管理を図る必要があります。そのためには、緑地の量だけでなく、質、規模、連続性等を考慮した上で緑地を適正に配置し、生態系ネットワーク(エコロジカルネットワーク)の形成を図る必要があります。

また、今後の人口減少・超高齢社会においては、都市機能の集約化や交通結節点を中心とした利便化、エネルギー利用の効率化などによる集約型都市構造(エコ・コンパクトシティ)を目指すことが望まれます。これらの観点から、生物多様性の確保に資する自然的環境の保全・再生・創出・管理のため、水と緑の将来像を位置づけた都市の総合的な計画である、都市計画区域マスターplanや緑の基本計画などに即して、都市の形態や自然的環境の様態に応じ、総合的かつ体系的な施策の実施を推進します。

都市の生物多様性の確保を図るためにには、このような計画に基づき、緑地、水辺の保全・再生・創出・管理に係る諸施策を推進する必要があります。具体的には、緑地の保全とともに、都市公園や道路、下水道などの事業間連携による自然的環境の創出により、広域的視点に基づく、水と緑のネットワークの形成を推進します。併せて、民有地においても建築物の屋上や壁面等、建築物の敷地内の緑化を推進します。これらの施策を進めるにあたって、地方自治体における都市の生物多様性の状況や施策の進捗状況の把握等を支援し、地方自治体による都市の生物多様性の確保の取組を促進します。

また、保全・再生・創出された自然的環境が生物多様性の確保に貢献するためには、その質の維持・向上を図ることが重要であることから、地域在来の緑化植物の活用・普及とともに、地域に根ざした適切な管理に向けた取組を推進します。

さらに、継続的に自然的環境の保全・再生・創出・管理を行うにあたっては、多様な主体の参画による取組が重要となるため、普及啓発活動を通じ、一層促進します。

4 緑の保全・再生・創出・管理に係る普及啓発など

4. 1 緑に関する普及啓発の推進

(具体的施策)

- 全国「みどりの愛護」のつどいについて、国営公園または全国の都市公園を会場として開催し、より一層国民のみどりに対する意識の高揚を図っていきます。
(国土交通省)
- 開発事業における緑に関わる取組を評価し、優秀な事例については認定・表彰することで事業者の努力を促すための都市開発における緑地の評価制度について、制度の普及に努めます。(国土交通省)
- 緑化活動に取り組む地域の団体に対して、緑の創出に必要な苗木や機材などに係る助成などをを行う民間における事業などを積極的に支援し、都市における生物の生息・生育環境の形成に資する緑の創出を図ります。(国土交通省)